

平成27年9月24日

平成27年（行コ）第7号（原審平成23年（行ウ）17号／18号）

控訴人（原審原告） 前川盛治ほか

被控訴人（原審被告） 沖縄県知事／沖縄市市長

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

証拠説明書（甲E44の1、2）

控訴人ら訴訟代理人弁護士 原田彰好

号証	証拠の標目	原・写	作成日	作成者	立証趣旨
甲E44の1	知事コメント	写し	H27.9.14	沖縄県知事	下記（通知）を発するに当たって知事が公表したコメントで、下記埋立承認には取消し得べき瑕疵があることを宣言したもの
甲E44の2	普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の取消しに関する意見聴取について（通知）	写し	H27.9.14	沖縄県知事	<p>沖縄県知事が、既に承認した普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に瑕疵があるので当該承認の取消処分を検討しているところ、沖縄防衛局長に対して、当該取消処分に対する意見聴取の機会を与える旨通知したこと。</p> <p>上記承認処分の瑕疵の内容として、</p> <p>①埋立の必要性が認められず、埋立対象地の自然環境が貴重であることなど、</p> <p>②環境保全措置が問題の現況及び影響を的確に把握したとは言い難く、これに対する措置が適正に講じられているとも言い難いなどとして、辺野古周辺の生態系、ウミガメ類、サンゴ類、海草藻類、ジュゴン、埋立土砂による外来種の侵入等について、現況把握、予測・評価等が適切でないなどと評価をして、公有水面埋立法4条1項1号、同2号の各要件を充足していないとしていること</p> <p>普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の内容に関して瑕疵が存するとする沖縄県の埋立要件審査に関する上</p>

				記評価の趣旨は、基本的に本件泡瀬干潟海域の埋立承認・免許ないし変更許可の内容に関して控訴人らが批判している趣旨と基本的に同じ基準・視点でなされており、甲E44の2と同様の基準で本件埋立承認・免許ないし変更許可を再審査した場合には、本件埋立承認・免許等についてもこれを取消すべき瑕疵が存すること
--	--	--	--	--